

「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県内の木材産業等は、新型コロナウイルスの感染拡大により需要が大幅に低迷し、県産木材の生産活動等へ大きな影響が及んでいる。木材需要を喚起するためには、住宅のみならず、非住宅分野や身近な場所での木材利用など、あらゆる場所において木材を利用する意義について広く普及啓発することが重要である。

このため、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図ろうとする飲食店・商業施設等において、県産材を用いた木質化や木製品の整備による対策を推進し、県産材の認知度向上と需要創出を図るため、これに取り組む民間事業者等（以下「事業実施主体」という。）に対し予算の範囲内において「Wood・もっと・みやぎ」県産材需要創出事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県内産の丸太を加工した木材で、「合法性・持続可能性の証明及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する行動規範」を制定した県内木材関係団体等が認定した「合法木材供給事業者」が「合法木材」及び「県産材」として証明した製品をいう。
- (2) 「優良みやぎ材」とは、県産材のうち「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業種目、補助対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりと

する。

- (1) 事業実施設計書
- (2) 木びろい（木材使用量）表（計画）
- (3) その他知事が必要と認めるもの
- (4) 宮城県の県税納税証明書（発行後3ヶ月以内で、県税に未納がないことを証明するもの）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第11号による）

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助金額に増減が生じる場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつてはこの限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。

（事業着手報告）

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第4号により知事に報告するものとする。

（事業完了報告）

第7 事業実施主体は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第8の規定による事業実績報告書を提出できない場合は、速やかに別記様式第5号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号による。

2 第4第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 事業完成写真
- (3) 出来高設計書

- (4) 木びろい（木材使用量）表（実績）
- (5) 優良品やぎ材及び県産材を使用したことを証明する書類の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により交付することができるものとし、その請求書の様式は、別記様式第7号によるものとする。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10 第4第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、第8第1項の補助事業実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（第4第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第8号により事業実施年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（書類の提出部数及び経由）

第11 この要綱により知事に提出する書類は、知事が別に公表する委託業務受託者を經由するものとし、その提出部数は2部とする。

（財産処分の制限）

第12 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。

2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。

4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第10号により、すみやかに知事に報告するものとする。

5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（その他）

第13 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年8月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、令和2年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。